

8 水 漁 第 392 号
令和 8 年 6 月 5 日

日本漁船保険組合 会長理事 殿

水産庁漁政部漁業保険管理官

令和 8 年台風第 6 号による漁船被害に係る迅速かつ適切な損害審査の実施及び
保険金の早期支払について（依頼）

この度の令和 8 年台風第 6 号により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営に支障を
来すことが懸念されているところであります。

このような状況に鑑み、貴組合におかれましては、漁船被害状況等の適切な把握ととも
に、保険事故が発生した場合には、迅速かつ適切な損害審査の実施及び保険金の早期支払
が行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。